

学校いじめ防止基本方針

嘉手納町立嘉手納中学校

1、いじめの定義

- (1) 「いじめ」とは、当該児童生徒が在籍する学校において、該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。
- (2) 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。
- (3) 例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどをして確認する必要がある。
- (4) 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品を要求したり、物を隠されたり、いやなことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。
- (5) インターネット上で悪口を書かれた場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

いじめ防止のための基本的な方針（文科省）より

2、未然防止のための取り組み

- (1) いじめの起こりにくい学級・学校作り（支持的風土の醸成）
 - ① 生徒の良さを認め、誉め、励まし、伸ばすことを基本とした学校、学級経営にあたる。
 - ② 規範意識の醸成。（チャイム黙想の徹底、スクールサポーターの活用等）
 - ③ 生徒の自治活動を高める生徒組織の整え。（生徒会と学級組織の連動等）
 - ④ 自己肯定感を高める取組。（ボイスシャワーの実践、掲示物による啓発等）
 - ⑤ 生徒指導の3つのポイントを意識した授業改善。
 - ⑥ 年2回設定されている教育相談旬間を活用していじめの未然防止に努める。
- (2) 豊かな心と実践力の育成
 - ① i-checkの活用。道徳や特別活動等において、「正義感や公正さを重んじる心」「他人を思いやる心」「命の大切さ」などの道徳性を育み、体験活動や日常生活との関連を図りながら自尊感情を高め、道徳的実践力を育成する。
- (3) 教職員のあり方、体制づくり
 - ① 部活動の休養日を週2回設定し、家庭・地域・関係機関と連携して、相互に補いながら、善悪の判断や社会生活の基本的マナーなどを育むように啓発を図る。
- (4) いじめに関するアンケートの実施。
 - ① 月1回第1金曜日を「人権の日」とする。人権に関する資料を放送委員会に朗読してもらい全職員、全校生徒で考える時間を設け、その後アンケートを実施する。

3、いじめの早期発見・早期対応

- (1) いじめに関する情報収集及び実態把握
 - ① 年2回の教育相談旬間の実施。月1回人権アンケート等の実施。

(2) 教職員間の共通理解・情報の連携

①各学年における学年会の実施。生徒指導委員会における情報交換の実施。

(3) 生徒、保護者、地域からの情報収集

①生徒理解に努め日頃から観察を行う。生徒の気になる様子については、家庭と連携し対応にあたる。地域からも情報収集に努める。

(4) 毎月第3水曜日に「いじめ防止対策委員会（生徒指導委員会）」を開催する。メンバーは生徒指導委員会のメンバーで構成するが、必要に応じて担任や学年主任、S Cも参加し話し合いを行う。

(5) 相談箱（幸せボックス）を設置し、いじめの早期発見、早期解決に努める。

4, 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

①いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたとき。（いじめ防止対策推進法第二十八条）

②いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（いじめ防止対策推進法第二十八条）

ア 年間30日を目安とするが、一定期間連続して欠席している場合などは、迅速に調査に着手する。

③児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった時は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大な事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとし報告・調査等にあたる。

(2) 重大事態の調査組織を設置

①組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめの関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが求められる。

(3) 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。

5, ネット上でいじめの対応

(1) ネット上のいじめとは

①携帯電話やパソコンを通じてインターネット上の掲示板に誹謗中傷を書き込み、いじめを行う。

(2) ネット上のいじめの特徴

①不特定多数の者から、絶え間なく誹謗中傷が行われ、被害が短期間で深刻なものとなる。

②インターネットのもつ匿名性から、安易に誹謗中傷の書き込みが行われるため、子どもが簡単に被害者にも加害者にもなる。

③インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が安易にできることから、誹謗中傷の対象として悪用されやすい。また、インターネット上に1度流出した個人情報は、回収することが困難になるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる可能性がある。

④保護者や教師などの身近な大人が子どもの携帯電話等の利用の状況を把握することが難しい。また、子どもの使用している掲示板等を詳細に確認することが困難なため、「ネットいじめ」の実態把握が難しい。

(3) ネット上のいじめが発見された場合の対応として

①児童生徒への対応

ア 被害児童生徒への対応

きめ細かなケアを行い、いじめられた子どもを守り通すことが重要である。

イ 加害児童生徒への対応

加害者自身がいじめにあっていった事例もあることから、起こった背景や事情について、詳細に調べるなど適切な対応が必要である。また、十分な配慮のもとで粘り強い指導を行う。

ウ 全校児童生徒への対応

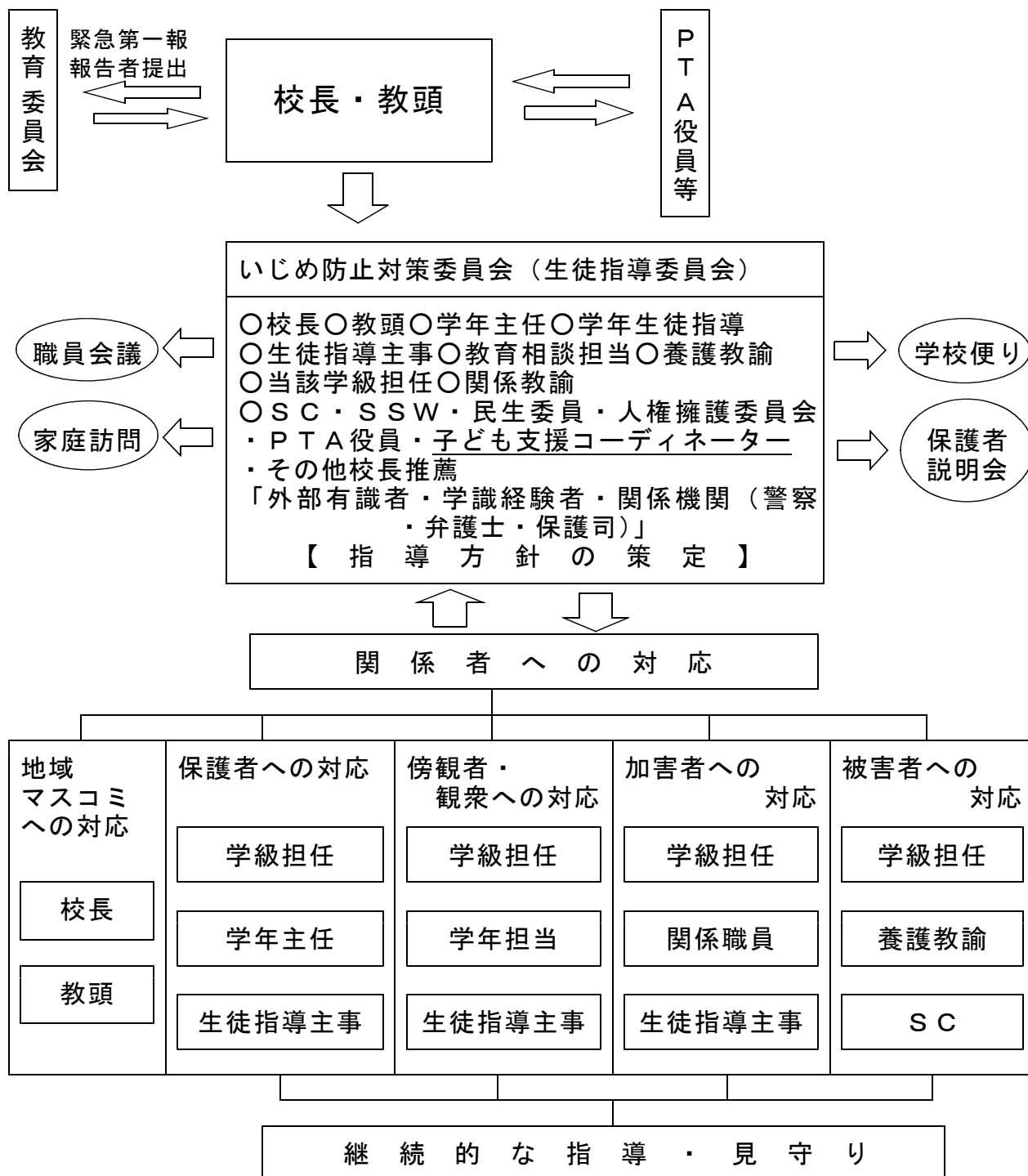
個別の事例に応じて十分な配慮のもとで、全校児童生徒への指導を行う。

②保護者への対応

迅速に連絡し家庭訪問などを行うとともに、学校の指導方針を説明し、相談しながら対応する。

③インターネット上の違法・有害情報の通報窓口として警察への情報提供を行う。

6, いじめ発生時の組織的対応



7. いじめ防止対策年間活動計画

月	取り組み内容	備 考
4月	○情報交換、指導記録の引き継ぎ ○嘉手納中学校いじめ防止対策基本方針の確認 ○家庭訪問、三者面談で「いじめ防止対策に向けた取り組みの説明、啓発 ○人権アンケートの実施、活用	□いじめ被害者、加害者の関係を確実に引き継ぐ □全職員で共通理解を図る □いじめについて本気で取り組む姿勢を生徒、保護者に示す □いじめの早期発見・早期対応に努める
5月	○人権アンケートの実施、活用	□いじめの早期発見・早期対応に努める
6月	○i-checkの実施 ○教育相談旬間の実施 ○人権アンケートの実施、活用	□i-checkを活用し生徒理解に努める □生徒の悩みに真摯に向き合い、解決を図る □いじめの早期発見・早期対応に努める
7月	○1学期前半の生徒指導の振り返り ○人権アンケートの実施、活用 ○校区生徒指導委員会実施 ○三者面談実施	□1学期前半を振り返り、生徒指導上の課題を共有 □いじめの早期発見・早期対応に努める □関係機関と連携し、いじめ等の未然防止を図る □生徒、保護者の悩みに真摯に向き合い、解決を図る
8月	○いじめや教育相談等の研修会への積極的な参加 ○1学期後半の生徒指導について ○i-checkの分析と対策 ○夏休み明けの生徒の実態把握 ○人権アンケートの実施、活用	□各研修会でいじめや教育相談についての研修を深め、今後の指導に活かす □校内研修等で全職員の共通理解を図る □i-checkの結果を活用し生徒理解に努める □生徒の様子の変化に注意する □いじめの早期発見・早期対応に努める
9月	○人権アンケートの実施、活用	□いじめの早期発見・早期対応に努める
10月	○1学期の生徒指導の振り返り ○学級行事を通じた人間関係づくり ○人権アンケートの実施、活用 ○i-checkの実施	□1学期を振り返り、生徒指導上の課題を共有 □共感的な人間関係の育成に努める □いじめの早期発見・早期対応に努める □i-checkを活用し生徒理解に努める
11月	○教育相談旬間の実施 ○学級行事を通じた人間関係づくり ○人権アンケートの実施、活用	□生徒の悩みに真摯に向き合い、解決を図る □共感的な人間関係の育成に努める □いじめの早期発見・早期対応に努める
12月	○2学期前半の生徒指導の振り返り ○人権アンケートの実施、活用 ○校区生徒指導委員会実施 ○三者面談実施	□2学期前半を振り返り、生徒指導上の課題を共有 □いじめの早期発見・早期対応に努める □関係機関との連携でいじめ等の未然防止を図る □生徒、保護者の悩みに真摯に向き合い、解決を図る

月	取り組み内容	備 考
1 月	○冬休み明けの生徒の実態把握 ○人権アンケートの実施、活用	☐ 生徒の様子の変化に注意する ☐ いじめの早期発見・早期対応に努める
2 月	○人権アンケートの実施、活用 ○校区生徒指導委員会実施	☐ いじめの早期発見・早期対応に努める ☐ 関係機関との連携でいじめ等の未然防止を図る
3 月	○1年間の振り返りの話し合い活動 ○人権アンケートの実施、活用 ○指導記録簿、次年度への引き継ぎ資料作成 ○指導方針、指導計画の見直し	☐ 1年間を振り返り、いじめ防止対策の点検を行う ☐ いじめの早期発見・早期対応に努める ☐ いじめの被害者、加害者の関係を詳細にまとめる ☐ いじめ防止対策のさらなる強化を図る
通 年	○相談箱（幸せボックス）の設置 ○いじめ防止対策委員会実施（毎月第3水曜日）	☐ いじめの早期発見・早期対応に努める ☐ いじめ防止の点検（いじめの共有、指導状況、指導経過の確認）